

児童虐待防止対策の推進

<人身安全・少年課>

～ 11月は「児童虐待防止推進月間」です。～

児童虐待は、子供の発育に大きな影響を与える重大な問題で、家庭内で起こることが多いため潜在化しやすく、発見が遅れた場合、重大な結果を招くこともあります。



◆ 児童虐待とは・・・



身体的虐待

児童に暴行を加えること。

性的虐待

児童にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせたりすること。

ネグレクト(拒否・怠慢)

児童の健康、安全への配慮を怠ったり、食事を与えなかったり、長時間放置したりして育児を放棄することや、同居人等が行う虐待を放置したりすること。



心理的虐待

児童に対して著しい暴言や拒絶的な対応をしたり、児童の前で配偶者に対して暴力を振ったりすること(面前DV)。



児童虐待をなくし、子供達の
笑顔を守るため、通報をお願いします。

【児童虐待のサイン】

【このような保護者はいませんか？】

- ☐ 子供の泣き声や親の叱る声が頻繁に聞こえる。
- ☐ 地域などと交流が少なく、孤立傾向にある。
- ☐ 小さい子供を残して家を空ける。
- ☐ 年齢に合わない厳しいしつけをしている。
- ☐ 子供がいる前で、親がよく喧嘩をしている。

【このような子供はいませんか？】

- ☐ 不自然な怪我（あざ、火傷等）がみられる。
- ☐ 栄養不良、不衛生で衣服の汚れ、異臭がある。
- ☐ 表情が乏しく、活気がない。

「虐待かも！？」と思ったら、児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く

☎ 1 8 9 番 へ



虐待が疑われる場合は、些細なことでもためらわずに、
児童相談所や警察に連絡してください。

～あなたの電話で救われる子供がいます～

匿名通報ダイヤル

警察庁の委託を受けた民間団体が、匿名での通報を受け付けています。

～ 匿名通報ダイヤル ～

電話番号 **0120-924-839**（フリーダイヤル）